

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

令和 7 年 5 月
環境省水・大気環境局

1. 改正の経緯・背景

- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項により環境省令で定めるところとされている有害物質及びその他の項目ごとの排水基準については、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）により定めている。
- ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の一般排水基準については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 13 年環境省令第 21 号）により設定された。その際、同省令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（40 業種）に対し、暫定措置として暫定排水基準が設定された。その後、3 年ごとに暫定排水基準の見直しが行われ、現在は 10 業種の工場又は事業場に対して暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和 7 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第 16 回）において行われた審議の結果を踏まえて、適用期限後の措置について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の附則及び附則別表を改正し、業種ごとに以下の表のとおり、現行の暫定排水基準の廃止及び延長の措置を定める。

表 業種ごとのほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し

業 種	区 分	許容限度（現行 → 改正案）			延長期間
		ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)	
		一般排水基準： 10（海域は230）	一般排水基準： 8（海域は15）	一般排水基準： 100	
畜産	畜産農業	豚房施設を有する		400 → 400	令和10年9月30日まで
		牛房施設を有する		300 → 一般	—
工業	ほうろう鉄器製造業	40 → 30	12 → 10		令和10年9月30日まで
	金属鋳業	100 → 100			
	電気めっき業	30 → 30	40 → 40		
			15 → 15		
	貴金属製造・再生業			2,800 → 2,800	—
	ジルコニウム化合物製造業			350 → 一般	
	モリブデン化合物製造業			1,300 → 1,300	
	バナジウム化合物製造業			1,650 → 1,350	令和10年9月30日まで

 一般排水基準へ移行
 暫定排水基準の許容限度を引き下げて延長
 暫定排水基準の許容限度を変更せずに延長
 空欄は一般排水基準適用

3. 根拠法令条項

水質汚濁防止法第3条第1項及び第27条
排水基準を定める省令第1条

4. 施行日

公 布 : 令和7年5月26日
施 行 : 令和7年7月1日

5. その他

排水基準を定める省令の一部を改正する省令において規定する、旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場におけるほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準の適用については、引き続き、当分の間とする。